

# 令和4年度小松市予算書

## (2022年度)

一般会計

特別会計

国民健康保険事業

介護保険事業

公債管理

産業団地事業

後期高齢者医療

企業会計

水道事業

下水道事業

国民健康保険小松市民病院事業

## 目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第2号	令和4年度小松市一般会計予算……………	1
議案第3号	令和4年度小松市国民健康保険事業特別会計予算……………	13
議案第4号	令和4年度小松市介護保険事業特別会計予算……………	17
議案第5号	令和4年度小松市公債管理特別会計予算……………	21
議案第6号	令和4年度小松市産業団地事業特別会計予算……………	25
議案第7号	令和4年度小松市後期高齢者医療特別会計予算……………	29
議案第8号	令和4年度小松市水道事業会計予算……………	33
議案第9号	令和4年度小松市下水道事業会計予算……………	37
議案第10号	令和4年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算……………	41

## 議案第2号

### 令和4年度小松市一般会計予算

令和4年度小松市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,970,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月25日提出

小松市長 宮橋 勝栄

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		15,625,000
	1 市民税	6,750,000
	2 固定資産税	6,940,000
	3 軽自動車税	329,000
	4 市たばこ税	635,000
	5 入湯税	21,000
	6 都市計画税	950,000
2 地方譲与税		369,000
	1 地方揮発油譲与税	85,000
	2 自動車重量譲与税	246,000
	3 森林環境譲与税	33,000
	4 航空機燃料譲与税	5,000
3 利子割交付金		19,000
	1 利子割交付金	19,000
4 配当割交付金		56,000
	1 配当割交付金	56,000
5 株式等譲渡所得割交付金		88,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	88,000
6 法人事業税交付金		305,000
	1 法人事業税交付金	305,000
7 地方消費税交付金		2,627,000
	1 地方消費税交付金	2,627,000
8 ゴルフ場利用税交付金		56,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	56,000
9 環境性能割交付金		55,000
	1 環境性能割交付金	55,000

款	項	金額
		千円
10	国有提供施設等所在市助成交付金	305,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	305,000
11	地方特例交付金	120,000
	1 地方特例交付金	105,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	15,000
12	地方交付税	7,760,000
	1 地方交付税	7,760,000
13	交通安全対策特別交付金	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
14	分担金及び負担金	116,559
	1 分担金	12,600
	2 負担金	103,959
15	使用料及び手数料	600,608
	1 使用料	400,506
	2 手数料	200,102
16	国庫支出金	8,749,279
	1 国庫負担金	5,475,613
	2 国庫補助金	3,219,999
	3 国庫委託金	53,667
17	県支出金	3,838,020
	1 県負担金	2,483,582
	2 県補助金	1,051,651
	3 県委託金	302,787
18	財産収入	101,597
	1 財産運用収入	39,798
	2 財産売却収入	61,799

款	項	金 額
19	寄附金	千円 304,701
	1 寄附金	304,701
20	繰入金	1,073,794
	1 基金繰入金	1,025,419
	2 特別会計繰入金	48,375
21	繰越金	1
	1 繰越金	1
22	諸収入	613,141
	1 延滞金, 加算金及び過料	20,004
	2 預金利子	5
	3 貸付金元利収入	110,667
	4 雑入	482,465
23	市債	4,175,300
	1 市債	4,175,300
	歳 入 合 計	46,970,000

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	351,831
	1 議会費	351,831
2	総務費	3,353,457
	1 総務管理費	2,602,050
	2 徴税費	377,961
	3 戸籍住民基本台帳費	207,045
	4 選挙費	124,035
	5 統計調査費	10,634
	6 監査委員費	31,732
3	民生費	16,911,577
	1 社会福祉費	7,695,845
	2 児童福祉費	8,315,908
	3 生活保護費	899,824
4	衛生費	3,036,308
	1 保健衛生費	1,208,044
	2 環境対策費	1,167,289
	3 水道費	28,889
	4 病院費	632,086
5	労働費	16,750
	1 労働諸費	16,750
6	農林水産業費	1,044,260
	1 農業費	713,506
	2 林業費	298,003
	3 水産業費	32,751
7	商工費	957,355
	1 商工費	957,355

款	項	金 額
8	土木費	千円 6,791,974
	1 土木管理費	96,700
	2 道路橋りょう費	1,356,799
	3 河川費	232,041
	4 都市計画費	2,262,730
	5 下水道費	2,230,868
	6 飛行場費	470,651
	7 住宅費	142,185
9	消防費	1,582,168
	1 消防費	1,582,168
10	教育費	7,227,119
	1 教育総務費	844,416
	2 小学校費	892,910
	3 中学校費	692,777
	4 高等学校費	651,605
	5 社会教育費	1,410,269
	6 保健体育費	1,491,397
	7 大学費	1,243,745
11	災害復旧費	1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12	公債費	5,687,200
	1 公債費	5,687,200
13	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		46,970,000



## 第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
県 議 会 議 員 選 挙 費	令和5年度	4,700
小松駅東地区複合ビル整備助成費	令和5年度	150,000
小 学 校 校 舎 等 改 修 費	令和5年度	165,700
中 学 校 校 舎 等 改 修 費	令和5年度	234,100
市 立 高 校 改 修 費	令和5年度	69,500

### 第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有財産管理費	8,100	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
芸術劇場管理運営費	4,600			
庁舎管理費	15,200			
市民センター改修費	8,700			
私立こども園等施設整備費	56,000			
公立こども園等管理運営費	3,500			
児童センター施設整備費	75,900			
エコロジーパークこまつ管理運営費	25,800			
土地改良費	29,500			
排水機場維持管理費	12,100			
こまつ食彩工房管理運営費	6,000			
県営土地改良費	51,400			
水利施設改修費	1,700			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業振興費	2,100	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
県単林道整備費	900			
林道整備費	13,900			
もくもく工房管理運営費	900			
林道管理費	1,000			
県営広域基幹林道整備費	23,900			
スキー場整備費	253,300			
道路橋りょう整備費	421,400			
県営道路改良舗装費	17,100			
都市排水路整備費	63,000			
小松駅ターミナルプラン推進費	445,500			
栗津駅周辺整備費	57,400			
北陸新幹線建設推進費	135,000			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路整備費	118,300	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
県営街路整備費	108,000			
公園施設費 リニューアル	54,600			
安宅公園 リニューアル整備費	15,200			
小松駅東地区 複合ビル整備費	18,000			
学習等供用施設建設費	10,800			
基地周辺道路整備費	36,200			
市営住宅等管理費	13,000			
市営住宅等住戸改善費	10,600			
消防署・所施設整備費	24,800			
消防団活動拠点施設 整備費	5,200			
常備消防費	800			
消防団ポンプ車購入費	15,200			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
はしご付消防自動車 購入費	168,300	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利 率見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	借入先の融資 条件による。 ただし、財政 の状況により 償還年限を短 縮し、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。
急傾斜地崩壊対策費	1,400			
防災体制強化費	30,000			
教育研究センター 管理運営費	1,100			
小学校校舎等改修費	78,500			
中学校校舎等改修費	104,400			
市立高校改修費	190,000			
ひとつものづくり科学館 魅力アップ費	104,000			
文化財保存管理費	4,500			
市民ギャラリー 管理運営費	4,100			
本陣記念美術館 管理運営費	27,700			
宮本三郎美術館 管理運営費	6,600			
加賀国府こまつ歴史の里 整備費	59,700			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新幹線小松駅 「こまつの美」展示費	5,300	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
小松総合体育館改修費	15,000			
体育施設整備費	35,100			
末広陸上競技場改修費	53,700			
地区体育館等整備費	26,000			
学校開放推進費	45,300			
臨時財政対策債	1,050,000			
計	4,175,300			

## 議案第3号

### 令和4年度小松市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度小松市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,859,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月25日提出

小松市長 宮橋 勝 栄

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険税	1,910,000
	1 国民健康保険税	1,910,000
2	国庫支出金	1
	1 国庫補助金	1
3	県支出金	7,184,141
	1 県補助金	7,184,140
	2 財政安定化基金交付金	1
4	財産収入	553
	1 財産運用収入	553
5	繰入金	726,181
	1 一般会計繰入金	670,671
	2 基金繰入金	55,510
6	繰越金	1
	1 繰越金	1
7	諸収入	38,123
	1 延滞金, 加算金及び過料	21,002
	2 雑入	17,121
	歳 入 合 計	9,859,000



# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	209,260
	1 総務管理費	209,100
	2 運営協議会費	160
2	保険給付費	6,893,141
	1 療養諸費	6,007,910
	2 高額療養費	860,620
	3 移送費	110
	4 出産育児諸費	18,000
	5 葬祭諸費	6,500
	6 その他保険給付費	1
3	国民健康保険事業費納付金	2,471,709
	1 医療給付費分	1,693,207
	2 後期高齢者支援金等分	571,355
	3 介護納付金分	207,147
4	保健事業費	243,080
	1 特定健康診査等事業費	73,300
	2 保健事業費	169,780
5	基金積立金	549
	1 基金積立金	549
6	公債費	1,000
	1 公債費	1,000
7	諸支出金	40,261
	1 償還金及び還付加算金	10,501
	2 繰出金	29,100
	3 第三者行為求償事務手数料	660
	歳 出 合 計	9,859,000

## 議案第4号

### 令和4年度小松市介護保険事業特別会 計予算

令和4年度小松市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,325,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	介護保険料	2,313,000
	1 介護保険料	2,313,000
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	国庫支出金	2,278,556
	1 国庫負担金	1,746,692
	2 国庫補助金	531,864
4	支払基金交付金	2,715,075
	1 支払基金交付金	2,715,075
5	県支出金	1,471,132
	1 県負担金	1,422,387
	2 県補助金	48,745
6	財産収入	487
	1 財産運用収入	487
7	繰入金	1,547,045
	1 一般会計繰入金	1,522,400
	2 基金繰入金	24,645
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	3
	1 延滞金, 加算金及び過料	1
	2 雑入	2
	歳 入 合 計	10,325,300

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	154,361
	1 総務管理費	96,161
	2 介護認定審査会費	58,200
2	保険給付費	9,751,000
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	9,744,000
	2 その他諸費	7,000
3	地域支援事業費	346,516
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	266,136
	2 包括的支援事業費	46,700
	3 任意事業費	33,680
4	保健福祉事業費	21,710
	1 保健福祉事業費	21,710
5	基金積立金	487
	1 基金積立金	487
6	公債費	600
	1 公債費	600
7	諸支出金	50,626
	1 償還金及び還付加算金	2,251
	2 繰出金	48,375
	歳 出 合 計	10,325,300

## 議案第5号

### 令和4年度小松市公債管理特別会計予算

令和4年度小松市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,621,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月25日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰入金		5,684,200
	1 一般会計繰入金	5,684,200
2 市債		4,937,500
	1 市債	4,937,500
	歳 入 合 計	10,621,700

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		<div style="text-align: right;">千円</div> 10,621,700
	1 公債費	10,621,700
	歳 出 合 計	10,621,700

## 第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債管理借換債	4,937,500	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	4,937,500			



## 議案第6号

### 令和4年度小松市産業団地事業特別会 計予算

令和4年度小松市の産業団地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,803,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月25日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
2	繰入金	8,000
	1 一般会計繰入金	8,000
3	市債	1,795,000
	1 市債	1,795,000
	歳入合計	1,803,000

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	土地区画整理費	1,715,000
	1 土地区画整理費	1,715,000
2	産業団地造成費	80,000
	1 団地造成費	80,000
3	公債費	8,000
	1 公債費	8,000
	歳 出 合 計	1,803,000

## 第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理費	1,715,000	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
産業団地造成費	80,000			
計	1,795,000			

## 議案第7号

### 令和4年度小松市後期高齢者医療特別 会計予算

令和4年度小松市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,750,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月25日提出

小松市長 宮橋 勝 栄

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	1,259,000
	1 後期高齢者医療保険料	1,259,000
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	繰入金	398,604
	1 一般会計繰入金	398,604
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	92,394
	1 延滞金, 加算金及び過料	10
	2 償還金及び還付加算金	1,550
	3 雑入	90,834
	歳 入 合 計	1,750,000

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	34,180
	1 総務管理費	34,180
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,606,253
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,606,253
3	保健事業費	108,016
	1 保健事業費	108,016
4	諸支出金	1,551
	1 償還金及び還付加算金	1,551
	歳 出 合 計	1,750,000

## 議案第8号

### 令和4年度小松市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度小松市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	44,900戸
(2) 年 間 総 給 水 量	12,991,000m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	35,591m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	2,705,400千円
第1項 営業収益	2,390,793千円
第2項 営業外収益	314,563千円
第3項 特別利益	44千円
	支 出
第1款 水道事業費用	2,344,100千円
第1項 営業費用	2,237,333千円
第2項 営業外費用	104,665千円
第3項 特別損失	2,102千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額878,400千円は過年度分損益勘定留保資金60,032千円，当年度分損益勘定留保資金531,405千円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,963千円，減債積立金40,000千円，建設改良積



立金130,000千円及び震災対策積立金60,000千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	305,600千円
第1項 水 道 負 担 金	281,953千円
第2項 企 業 債	13,300千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金	110千円
第4項 出 資 金	10,237千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,184,000千円
第1項 建 設 改 良 費	939,898千円
第2項 企 業 債 償 還 金	241,390千円
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	2,712千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道 事業債	13,300	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	13,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項国庫補助金返還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 197,810千円

(2) 交際費 195千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,652千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,374千円と定める。

令和4年2月25日提出

小松市長 宮橋勝栄

## 議案第9号

### 令和4年度小松市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度小松市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	31,325戸
(2) 年間総排水量	8,505,181m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	23,302m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
(ア) 未普及解消事業費	390,000千円
(イ) 水質保全事業費	116,600千円
(ウ) 資源循環形成事業費	214,000千円
(エ) 地震対策事業費	95,000千円
(オ) 浸水対策事業費	32,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,051,100千円
第1項 営業収益		2,684,447千円
第2項 営業外収益		1,365,938千円
第3項 特別利益		715千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,980,700千円
第1項 営業費用		3,350,067千円

第2項 営業外費用 626,838千円

第3項 特別損失 3,795千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,837,300千円は過年度分損益勘定留保資金416,759千円，当年度分損益勘定留保資金1,358,775千円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,766千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		3,096,900千円
第1項 企業債		2,409,700千円
第2項 国庫補助金		170,700千円
第3項 県補助金		2,950千円
第4項 出資金		370,001千円
第5項 固定資産売却代金		101千円
第6項 長期貸付金償還金		11,064千円
第7項 負担金		130,884千円
第8項 基金繰入金		1,500千円

	支	出
第1款 資本的支出		4,934,200千円
第1項 建設改良費		949,147千円
第2項 企業債償還金		3,965,228千円
第3項 投資		19,825千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
資源循環形成事業	令和5年度	216,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	679,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
流域下水道事業債	21,800			
農業集落排水事業債	11,700			
下水道事業借換債	515,000			
資本費平準化債	1,008,300			
下水道事業特例債	173,700			
計	2,409,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項投資に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 102,411千円

(2) 交際費 30千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は244,333千円である。

令和4年2月25日提出

小松市長 宮橋 勝 栄

## 議案第10号

### 令和4年度国民健康保険小松市民病院 事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		340床
(2) 入院患者数	延	85,565人
一日平均		234人
(3) 外来患者数	延	152,351人
一日平均		628人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		9,181,000千円
第1項 医業収益		8,551,407千円
第2項 医業外収益		629,593千円
	支	出
第1款 病院事業費用		9,120,000千円
第1項 医業費用		9,056,891千円
第2項 医業外費用		63,109千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額197,000千円は過年度分損益勘定留保資金

4,330千円、当年度分損益勘定留保資金191,219千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,451千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	830,000千円
第1項 企業債	479,200千円
第2項 負担金	330,931千円
第3項 固定資産売却代金	1,069千円
第4項 補助金	18,800千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,027,000千円
第1項 建設改良費	498,000千円
第2項 企業債償還金	528,140千円
第3項 投資	860千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良資金	479,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	479,200			



(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(2) 医業費用と特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,309,248千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第9条 国民健康保険事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

国民健康保険調整交付金 29,100千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

小松市長 宮橋勝栄